

いじめ事案・防止に関する基本方針

1. 基本方針

1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第二条より」(平成25年6月28日公布)

※この法律に於いて「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒を言う。以下、児童等を生徒として読み替える。

2)基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。生徒の尊厳を保持し、生徒が安心できる修学環境を維持するため、いじめの防止に関する対策を重視し、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の育成に全教員が真剣に取り組む。

そのために、学校として常に教育活動の全般に於いて生命や人権を大切にすることを心がけ、教職員が、生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在であることを強く認識し、生徒の人格の健全な発達を支援するという指導観に立ち教育活動を実践することが重要である。

本校は確かな学力と豊かな心、強い体を持つ生徒の育成を目指し、「公德実践」という学校訓のもと、社会で信頼と尊敬を得る人材の育成をすすめており、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

3)いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

「いじめ防止対策推進法第四条より」(平成25年6月28日公布)

※いじめられる生徒の側にもいじめられる理由があるといった、いじめを容認するような風潮は断じて許してはならない。生徒間に生じた問題は、いじめに発展させることなく適切な問題解決の手順を踏んで行うべき事を、本校生徒に徹底しなければならない。